仮差押債権目録

　金百万円也

　ただし、債務者が第三債務者（○○○支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

１　差押えや仮差押えのない預金、ある預金の両方を有するときは、以下の順序による。

　(1)　先行の差押えや仮差押えのないもの

　(2)　先行の差押えや仮差押えのあるもの

２　円貨建預金、外貨建預金の両方を有するときは、次の順序による。

　(1)　円貨建預金

　(2)　外貨建預金

　　　ただし、仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買為替相場（先物為替予約がある場合には、その予約相場）により換算した金額とする。

３　同一の通貨で数種の預金があるときは、以下の順序による。

　(1)　定期預金

　(2)　定期積金

　(3)　通知預金

　(4)　貯蓄預金

　(5)　納税準備預金

　(6)　普通預金

　(7)　別段預金

　(8)　当座預金

４　同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

　　なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。